○農林水産省告示第三千四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十二月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山梨県笛吹市芦川町新井原字沢妻一九〇九、一九一〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字沢妻一九〇九・一九一〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百五十三号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条第一項の規定に基づき、次の学校を認定したので、同令第一条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十五年十二月十一日

経済産業大臣　茂木　敏充

所在地	学部・学科名
大阪府大阪市平野区喜連西二丁目十一番六十六号	認定に係る免状の種類　備考
大阪府立東住吉総合高等学校	総合学科　電気技術系列　第三種電気主任技術者免状　平成二十四年度入学生から適用

（全日制の課程）

○国土交通省告示第千百八十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十二月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

滝ノ沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十八年国土交通省告示第二百二十三号で指定した同号五に掲げる土地の区域を除く。）

新潟県南魚沼市小栗山

字谷地田　一〇五〇番四　一号

一〇四九番一　二号から四号まで

字宮田　一〇一六番一　五号

一〇〇九番甲　六号

一〇〇一番　七号及び八号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中村川

四〇九番一及び四〇九番二

四一〇番及び四一一番

四一二番一及び四一二番二

四一三番から四一七番まで

四一六番子

四一九番

四二六番から四三二番まで

四二九番子

四三一番一及び四三一番二

四三三番一及び四三三番二

四三四番から四五九番まで

四三九番子

四四一番一及び四四一番二

四五〇番子

四五四番子

四五五番子

四五七番子

四六〇番一及び四六〇番二

四六一番及び四六二番

四六一番子

四六三番一及び四六三番二

四六四番から四六六番まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線、標柱二号と三号をイに掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱三号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県南魚沼市津久野

字山鼻　四六八番　一号及び六号から九号まで

三九三番　二号

四六七番一　三号から五号まで

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中ノ沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県南魚沼市思川

字外林　六三〇番　一号

新潟県南魚沼市片田

字舟ケ沢　六〇三番　二号

五九〇番　三号

字中野沢　六一一番一　四号

字飯盛山　五五〇番　五号

五四八番　六号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

荒谷沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

新潟県南魚沼市津久野

字荒谷入　三九七番から四〇一番まで

四〇一番子

四〇二番及び四〇三番

四〇四番一及び四〇四番二

四〇五番から四〇八番まで

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する道路のうち、その接している区間の道路敷

新潟県南魚沼市津久野

字百地　五六四番

字中村入　五六五番から五六七番まで

五六八番一及び五六八番二

五六九番から五七四番まで

五七六番

五七七番一及び五七七番二

五七八番から五八八番まで

五八九番一及び五八九番二

五九〇番から五九三番まで

五九五番乙

五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

滝谷沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

新潟県南魚沼市滝谷

字前山　三五七番三

三八五番一及び三八五番二

三八五番四から三八五番六まで

三八九番から三九一番まで

三九二番一から三九二番三まで

三九三番一及び三九三番三から三九三番五まで

四〇三番

四〇五番一及び四〇五番二

四五八番及び四五八番子

四五九番甲及び四五九番乙

四六〇番から四六九番まで

字宇登婦沢　四四七番一及び四四七番二

四四八番

四五三番

新潟県南魚沼市滝谷

四〇〇番から四〇二番まで

六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

沢内川及び大久保川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線、標柱二号と三号を昭和四十五年建設省告示第千三十四号で指定した同号八十五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱三号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県上越市名立区折戸

字坪根　八二五番二地先道路敷　一号

七五一番一　二号

新潟県上越市名立区平谷

字山口　二五七二番一　三号及び四号

二五七四番地先道路敷　五号及び六号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱七号から十号までを順次結んだ線及び標柱七号と十号を昭和四十五年建設省告示第千三十四号で指定した同号八十五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県上越市名立区折戸

字棚畑ケ　二五〇〇番三　七号から九号まで

二五〇〇番二　十号